

郡山市告示第482号

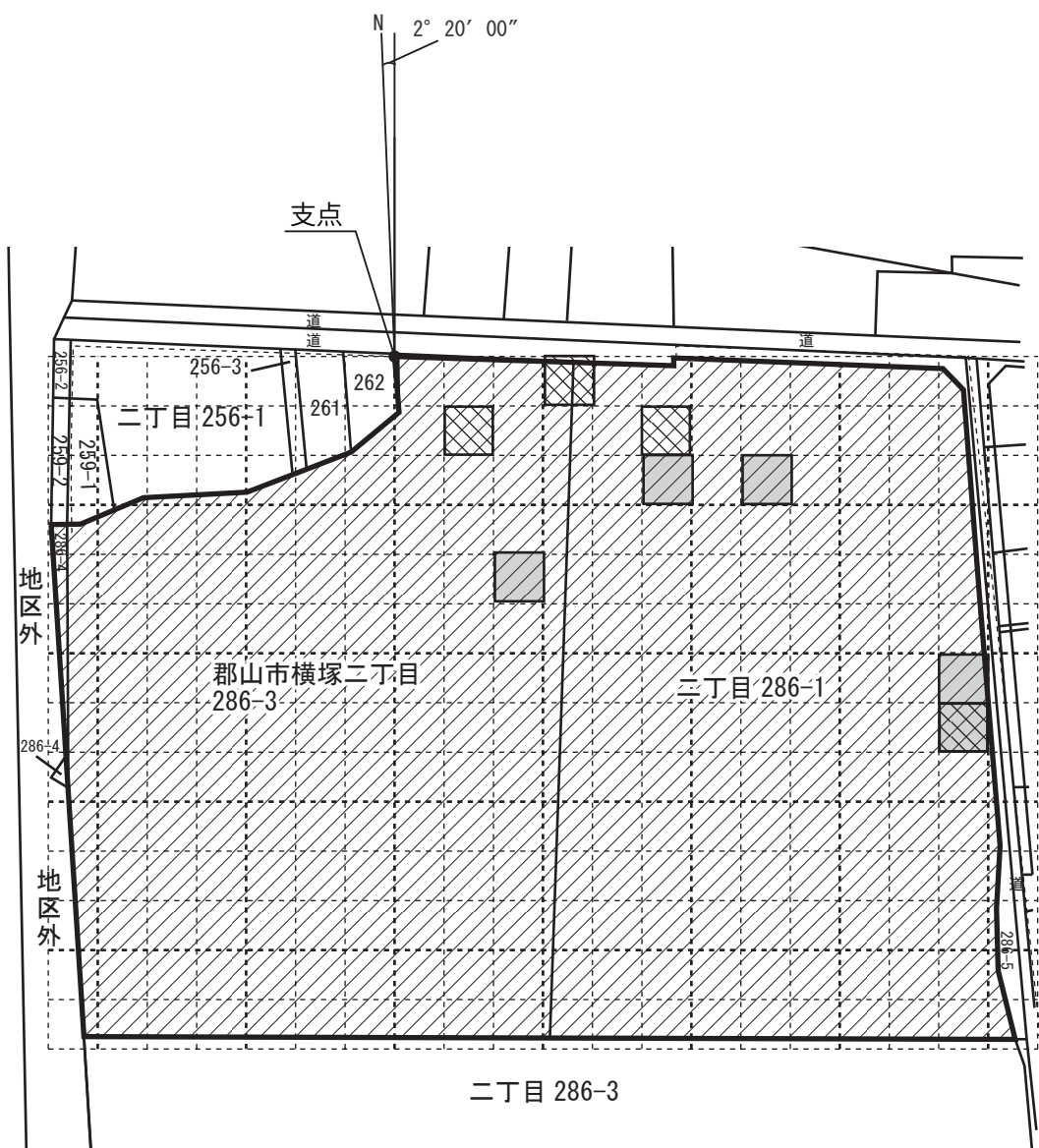
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

なお、当該区域の一部は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第58条第4項第9号に該当する区域である。

平成26年12月12日

郡山市長 品川 万里

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域  
郡山市横塚二丁目286番1、286番3  
（別図のとおり）
  
- 2 規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
（1）鉛及びその化合物  
（2）砒素及びその化合物
  
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
（1）鉛及びその化合物  
（2）砒素及びその化合物



**【凡例】**

- - - 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 申請に係る土地の場所（ヒ素・自然由来）
- 申請に係る土地の場所（鉛・人為由来）
- 申請に係る土地の場所（ヒ素・人為由来）

**【支点】**  
 支点は、郡山市横塚二丁目 286番3の最北端とする。

**【申請に係る土地の面積】**  
 23,607<sup>2</sup>m<sup>2</sup>

**【格子の回転角度（2度20分00秒）】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。